

議案第 4 3 号

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 0 条の 3 を削る。

附則第 1 0 条の 2 を附則第 1 0 条の 3 とし、附則第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号及び第 1 0 項の条例で定める割合）

第 1 0 条の 2 法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

2 法附則第 1 5 条第 1 0 項の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

瑞穂町税賦課徴収条例 新旧対照表

新	旧
<p>第 1 条から第 140 条の 7 略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条から第 10 条 略</p> <p><u>(法附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u></p> <p><u>2 法附則第 15 条第 10 項の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p><u>第 10 条の 3 略</u></p> <p>第 11 条から第 25 条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 この条例による改正後の瑞穂町税賦課徴収条例の規定は、平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 24 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第 1 条から第 140 条の 7 略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条から第 10 条 略</p> <p><u>第 10 条の 2 略</u></p> <p><u>第 10 条の 3 削除</u></p> <p>第 11 条から第 25 条 略</p>